

第234回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

平成31年2月4日

目次

番号	議題 番号	都市名	件 名	頁
1	4380	海老名市	海老名都市計画道路の変更(3・3・4号横浜伊勢原線)	1
2	4381	海老名市	海老名都市計画道路の変更(3・3・3号下今泉門沢橋線)	4
3	4382	綾瀬市	綾瀬都市計画道路の変更(3・3・2号横浜伊勢原線)	8
4	4383	横須賀市	建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定	12

議第 4380 号

海老名都市計画道路の変更

都計第 1535 号

平成 31 年 2 月 4 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

海老名都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

海老名都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・3・4 号横浜伊勢原線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・4	横浜伊勢原線	海老名市本郷字下星谷	海老名市門沢橋六丁目	海老名市門沢橋一丁目	約 2,110m	地表式	4車線	25m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

県道 22 号（横浜伊勢原）は、横浜市磯子区の国道 16 号を起点とし、藤沢市、綾瀬市、海老名市及び厚木市を通り、伊勢原市下糟屋の国道 246 号に至る、延長約 32 k m の主要幹線道路です。

県道 22 号（横浜伊勢原）では、自動車交通量の増大等に伴い、横浜市、藤沢市及び綾瀬市などで、これまで 4 車線化が進められてきました。

海老名市域では現在 2 車線で供用していますが、道路交通の混雑緩和や、走行速度向上等を図るため、4 車線化が求められています。

さらに、さがみ縦貫道路海老名インターチェンジへの利便性が高い、海老名市域の沿道等では、工業、流通業務、研究開発機能の立地を誘導する新市街地の形成が図られており、「海老名市都市マスタープラン」において、地域の産業活動を支える主要な幹線道路として、県道 22 号（横浜伊勢原）の 4 車線化の拡幅改良整備を促進することとしています。

今回、現在 2 車線の海老名市域の用田橋際交差点から東河内交差点まで 4 車線化の整備を行うことにより、藤沢市域から海老名市域までの 4 車線道路ネットワークの構築を図ろうとするものです。

このため、綾瀬都市計画道路 3・3・2 号横浜伊勢原線から海老名都市計画道路 3・3・3 号下今泉門沢橋線までの約 2,110m の区間について、4 車線の幹線街路として海老名都市計画道路に 3・3・4 号横浜伊勢原線を新たに追加するものです。

議第 4381 号

海老名都市計画道路の変更

都計第 1536 号

平成 31 年 2 月 4 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

海老名都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

理 由 書

都市計画道路 3・3・3 号下今泉門沢橋線は、座間市との行政界を起点として、海老名市を南北に縦断し、寒川町との行政界を終点とする延長約 7,920m の主要幹線道路です。

今回、都市計画道路 3・3・4 号横浜伊勢原線を新たに追加することに伴い、接続する本路線について、東河内交差点の区域の変更を行うものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考				
		番号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道 等との交差の構造					
新	幹 線 街 路	3・3・3	下今泉 門沢橋線	海老名市 下今泉 三丁目	海老名市 門沢橋 六丁目	海老名市 上郷、 河原口、 中新田、 社家、 中野三丁目	約 7,920m	地表式	4 車線	22m	小田急電鉄小田原線と立体 交差 J R 相模線と立体交差 相模鉄道厚木線と立体交差 東名高速道路と立体交差 幹線街路 3・3・2 号上今泉岡 津古久線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所					
													車線の数の内訳		2 車線	約 610m
															4 車線	約 7,310m
旧	幹 線 街 路	3・3・3	下今泉 門沢橋線	海老名市 下今泉 三丁目	海老名市 門沢橋 六丁目	海老名市 上郷、 河原口、 中新田、 社家、 中野三丁目	約 7,920m	地表式	4 車線	22m	小田急電鉄小田原線と立体 交差 J R 相模線と立体交差 相模鉄道厚木線と立体交差 東名高速道路と立体交差 幹線街路 3・3・2 号上今泉岡 津古久線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所					
													車線の数の内訳		2 車線	約 610m
															4 車線	約 7,310m

議第 4382 号

綾瀬都市計画道路の変更

都計第 1537 号

平成 31 年 2 月 4 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

綾瀬都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

綾瀬都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・3・2号横浜伊勢原線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	横浜伊勢原線	綾瀬市吉岡字神崎	綾瀬市吉岡字神崎	綾瀬市吉岡字神崎	約110m	地表式	4車線	25m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

県道 22 号（横浜伊勢原）は、横浜市磯子区の国道 16 号を起点とし、藤沢市、綾瀬市、海老名市及び厚木市を通り、伊勢原市下糟屋の国道 246 号に至る、延長約 32 k m の主要幹線道路です。

県道 22 号（横浜伊勢原）では、自動車交通量の増大等に伴い、横浜市、藤沢市及び綾瀬市などで、これまで 4 車線化が進められてきました。

綾瀬市域では 4 車線化の整備のため、平成 2 年 1 月に綾瀬都市計画道路 3・3・2 号横浜伊勢原線を定め、平成 27 年 3 月に供用しております。

今回、海老名都市計画道路に 3・3・4 号横浜伊勢原線を新たに追加することに伴い、接続する綾瀬都市計画道路 3・3・2 号横浜伊勢原線について、用田橋際交差点の区域の変更等を行うものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
		番号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
新	幹線 街路	3・3・2	横浜 伊勢原線	綾瀬市 吉岡 字神崎____	綾瀬市 吉岡 字神崎____	綾瀬市 吉岡 字神崎	約 110m	地表式	4車線	25m		
旧	幹線 街路	3・3・2	横浜 伊勢原線	綾瀬市 吉岡 字神崎 <u>地内</u>	綾瀬市 吉岡 字神崎 <u>地内</u>	綾瀬市 吉岡 字神崎	約 110m	地表式	二	25m		

議第 4383 号

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

横都建第 309 号

平成 31 年 2 月 4 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

横須賀市長 上地 克明

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の
指定について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審
議会に付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

名 称	産業廃棄物処理施設	
位 置	横須賀市浦郷町 5 丁目 2, 9 3 1 番 1 5 ほか 4 筆	
敷 地 面 積	1 2, 3 0 8. 6 1 m ²	
地 域 地 区 等	工業専用地域 (建蔽率 6 0 %、容積率 2 0 0 %)	
施 設 の 概 要	構 造	鉄骨造平屋建て (木くずの破砕施設 (新築)) 鉄骨造 2 階建て (タービン棟 (新築)) 鉄筋コンクリート造平屋建て (灰処理棟 (新築)) 鉄骨造平屋建て (倉庫棟 (既設)) 鉄骨造 2 階建て (管理棟 (既設))
	主 要 用 途	バイオマス発電所 ※木くずの破砕施設が産業廃棄物処理施設に該当する
	建 築 面 積	4, 4 5 5. 9 2 m ²
	延 べ 面 積	4, 7 7 5. 7 3 m ²
	処 理 内 容	木くずの破砕
	処 理 能 力	木くずの破砕施設 3 0 3. 8 t/日 (1 0 時間稼動)
	対 象 地 区	主に横須賀市内の事業者から排出される廃棄物 (木くず) を受け入れる。
	最 終 処 理 方 法	破砕された木くずは、同施設内において、バイオマス燃料として再利用される。
	計 画 台 数	1 9 8 台/日 (搬出入計)
	申 請 者	住所 東京都港区芝公園 2 - 4 - 1 芝パークビル A - 1 0 F 氏名 株式会社横須賀バイオマスエナジー 代表取締役 興石 浩

理 由： 本計画は、横須賀市内の工業専用地域において、産業廃棄物である木くずを受け入れて破砕するため、産業廃棄物処理施設として建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を得ようとするものである。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物については、都市計画において敷地の位置を決定しているものでなければならないが、本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であることから、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。